

外国人技能実習制度にかかわる法律が 2016 年秋 国会を通過、既に公布され、2017 年秋施行されます。

強化プラスチック成形 手積み積層成形作業は技能実習 3 号（4～5 年目の技能実習の実施）移行対象、職種・該当作業です。

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れが可能となります。

詳しくは下記 URLをご参照ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00011.html

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

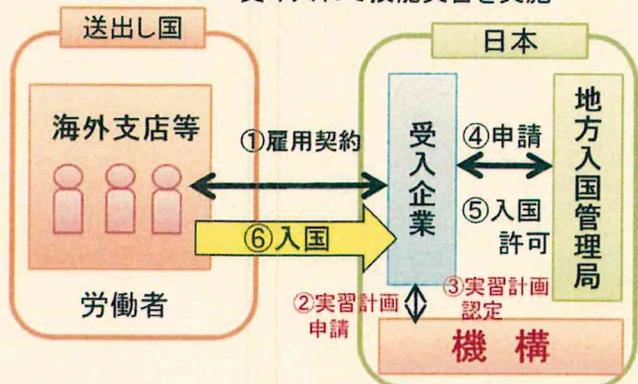
<http://www.moj.go.jp/content/001209475.pdf> 概要

技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

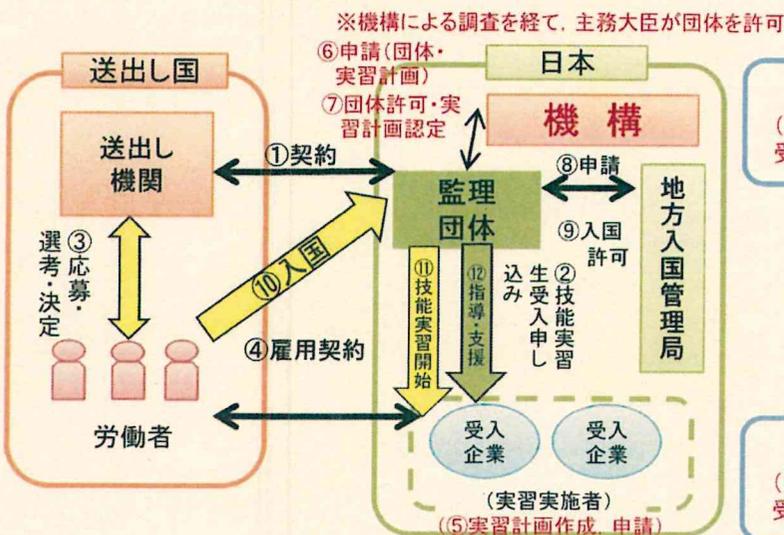
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。
※平成28年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

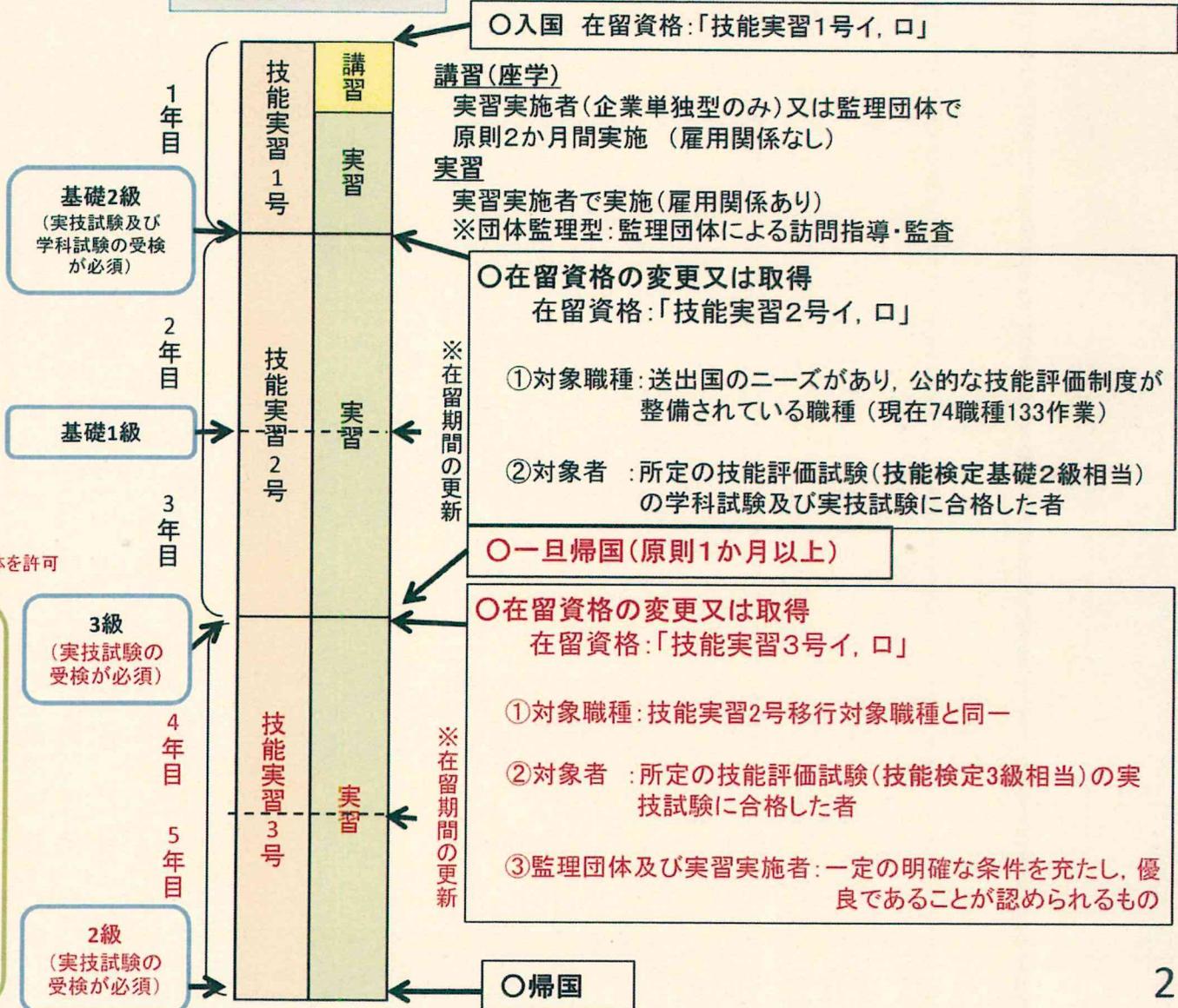
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



※新制度の内容は赤字

○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種(現在74職種133作業)

②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎2級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(原則1か月以上)

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一

②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国